

地域中小企業の海外展開に向けた JETROの取り組み

2017年2月14日

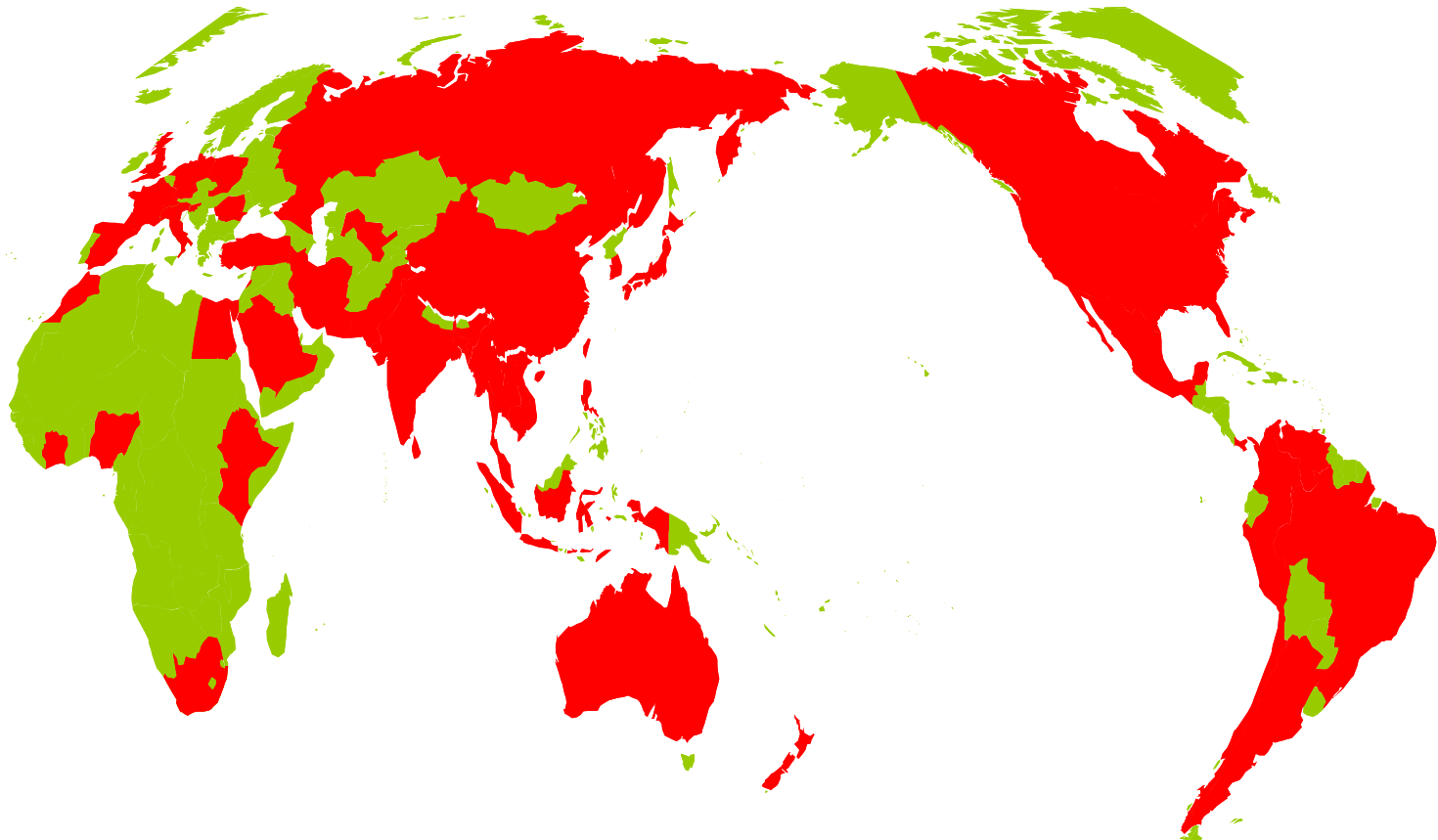
日本貿易振興機構(JETRO)

知的財産・イノベーション部 知的財産課長

水田 賢治

国内46ヶ所、海外74ヶ所の幅広いネットワーク

①日本企業の海外展開②外国企業の誘致③各国での調査・研究



これまでの地方および知財とのかかわり

1996年7月～1999年1月	ジェトロ新潟事務所での勤務
1999年1月～2006年3月	ジェトロ上海事務所での勤務
2002年9月	<u>上海IPG設立</u> <u>中国の模倣品問題について、現場の最前線</u> <u>において、日本企業を支援</u>
2006年3月～2009年3月	ジェトロ知的財産課 課長代理
2012年7月～2015年6月	日本のサービス産業、ヘルスケア産業の海外展開支援
2015年7月～現在	ジェトロ知的財産課 課長 <u>日本の地域ブランドの海外展開を支援</u>

優れた技術等を有し、かつ、それらを海外において広く活用しようとする全国の中小企業者等に対し、外国出願に要する経費の一部を間接補助金（以下、補助金）として助成しています。中小企業者等の国際競争力の向上と経営基盤の強化を図ることにより、わが国の産業を活性化することを目的として実施しています。

助成対象となる外国出願とは

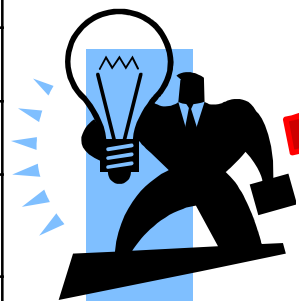
- ・既に日本国特許庁に行っている出願と同一内容の外国出願であること
- ・外国出願の基となる国内出願と予定している外国出願がともに申請者である中小企業者の名義であること等

事業内容

- ・助成対象経費：外国出願手数料、国内及び外国代理人費用、翻訳料
- ・助成対象期間：補助金交付決定の日以降に行った外国出願に要する経費。
（交付決定日以前に要した経費は助成対象となりません。）
- ・補助率：助成対象経費の2分の1
- ・補助上限額：1企業および1出願ごとに、それぞれ次の各号に掲げる金額とします。

I	1企業に対する補助金の上限	300万円
II	1出願に対する補助金の総額	
	特許出願	150万円
	実用新案登録出願、意匠登録出願又は商標登録出願（冒認対策商標は除く）	60万円
	冒認対策商標(※)	30万円

(※)冒認対策商標：第三者による抜け駆け出願（冒認出願）の対策を目的とした商標出願



模倣品対策支援事業

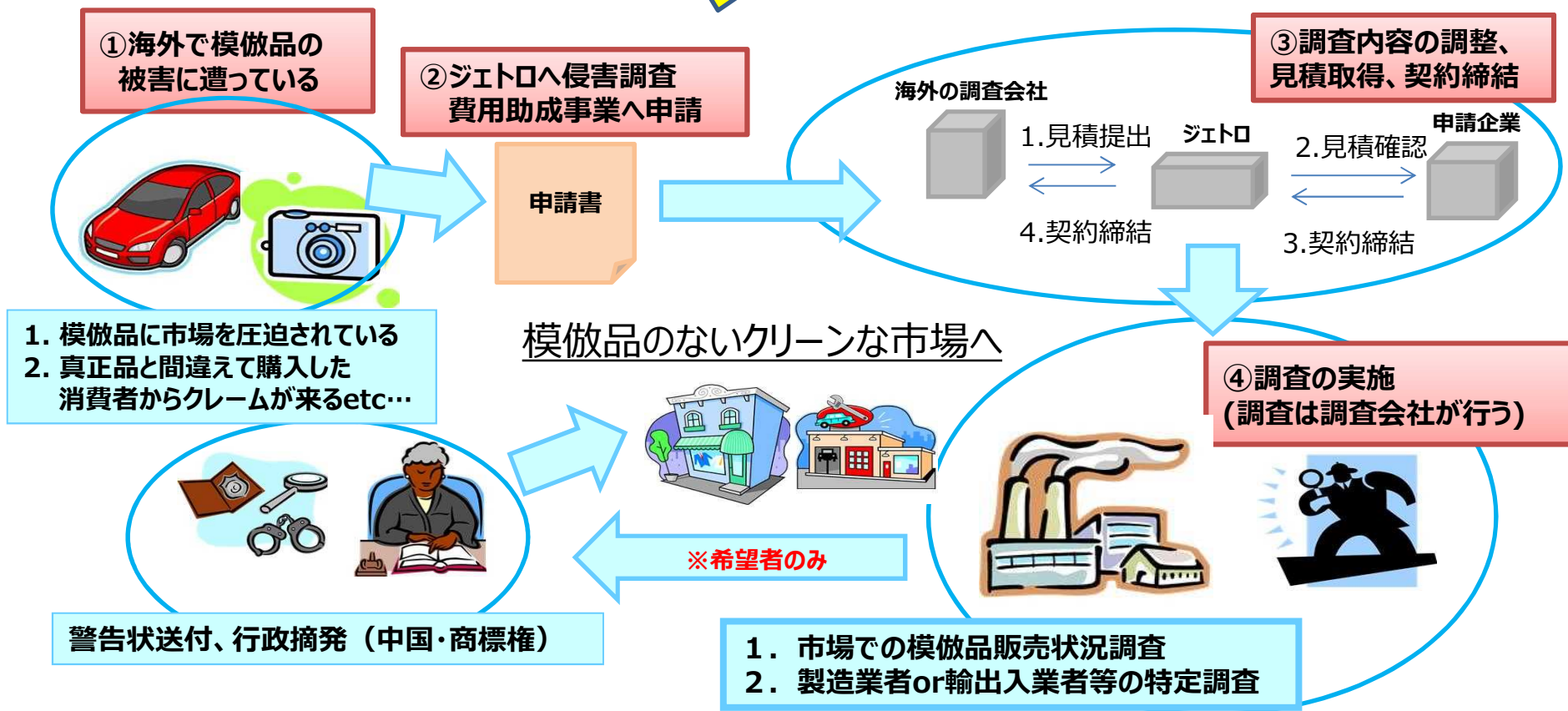
<本事業の利用メリット>

1. 調査費用の軽減
2. 契約手続きの代行、日本語でのやり取りが可能
3. 執行機関と関係のある調査会社の情報提供が可能
4. 専門家による調査段階を含めた総合的コンサルティングが可能

海外で知的財産権※の侵害を受けている中小企業に対し
ジェトロが模倣品の製造元や流通経路の特定、市場での
販売状況等の情報を提供し、その侵害調査と一部権利行使にかかった費用総額の2/3（上限額：400万円）を助
成します。※特許権、商標権、意匠権および実用新案権

模倣されてるか確認したい！

【模倣品対策事業フロー図】



冒認商標無効・取消係争支援事業

海外で自社のブランドの商標や地域団体商標を、無関係の第三者から冒認出願された中小企業者を対象に、相手方の出願や権利を取り消すことを目的に自ら提起する係争活動を支援します。訴訟費用・無効審判請求費用等の2/3を助成します。(1申請者あたり費用の3分の2を助成(上限額：500万円))

中国産「松阪牛」「美濃焼」・・・
勝手に商標申請



無関係の第三者に自社保有の商標を出願・登録してしまった

防衛型侵害対策支援事業

海外での産業財産権に係る係争に巻き込まれており、次に掲げる係争に基づく防衛型侵害対策を行おうとする中小企業者を対象に、当該対策にかかった係争費用の一部を助成します。
(1申請者あたり費用の3分の2を助成(上限額：500万円))

産業財産権に係る係争に巻き込まれてしまった!

- ①冒認出願等で産業財産権を先取りした外国企業から訴えられてしまった場合。
- ②無審査によって取得できる産業財産権が並存していることにより、相手方外国企業から権利侵害を主張されている場合。
- ③産業財産権を保持しつつも事業を実施していない企業（いわゆるパテント・トロール）から権利侵害で訴えられてしまった場合。

地域団体商標の海外展開支援事業

地域ブランドの海外展開拡大を支援するため、海外向けブランディングからハンズオン支援をおこない、商品・サービスの現地プロモーション、マッチングを実施します。知財面においても海外での商標権取得や、ライセンス契約等の権利活用まで一環的に支援しています。

【課題】

- ◆ 国内では産地のブランドイメージがあるが、海外での知名度は全く無い。海外の消費者に向けて産地一丸で認知度をあげていくにはどうしたらいいのか。
- ◆ 個社で海外販路を拡大しているが頭打ちの状況。地域ブランド全体としての周知度UPやブランド戦略を構築したいが、対応する支援事業がない。

ふるさと名物×ブランディング×海外

ブランディング
専門家
知財専門家

産地を巻き込み
海外ブランド戦略を構築

海外ブランド推進委員会
(団体+ジェトロ地方事務所)

プロモーション

マッチング

海外での販路拡大



imabari towel
Japan



【事業内容】

地域団体、ジェトロ地方事務所、専門家を中心とする「海外ブランド推進委員会」が中心となり、以下の事業を戦略的に実施。知財面においても一貫サポート。

○ ブランド戦略策定支援事業

- ◆ ブランディング専門家のハンズオン支援、デザイン化支援
- ◆ 海外市場視察、海外調査 等

○ プロモーション促進支援事業

- ◆ プロモーション媒体作成
- ◆ 海外メディア招聘
- ◆ 海外PRイベントへの参加渡航費補助
- ◆ 海外でのSNS等を利用したプロモーション活動 等

○ マッチング支援事業

- ◆ 海外展示会への出展費補助
- ◆ 海外有力バイヤーへの現地個別商談
- ◆ 海外バイヤー招聘 等

☆ 知財面の一貫した支援

委員会への知財専門家配置、権利化への各種助言、知財研修の開催、ライセンス契約や模倣品対策の相談等

平成28年度は11団体を支援



料理を担う人材に肌で魅力を体感してもらう～堺刃物～

アジアのハブであるシンガポールを舞台にブランディング構築を実施



ブランディング戦略の構築

ターゲットエリアをまずは日本食に理解のあるアジアとし、さらにターゲット国をアジアのハブであるシンガポールに選定。

シンガポールでの実証の後、アジア有数のマーケットであるタイや台湾へと展開予定。



フードジャパンへの出展

トップシェフによる堺刃物を利用した調理実演、伝統工芸士による堺刃物の研ぎやメンテナンスの実演。

シンガポールのトップシェフ(コアターゲット)の発掘と、トップシェフを通じたシンガポールのプロ向け販路拡大。



現地料理学校での実演

シェフを目指す現地料理学校の生徒に和食の正しい調理および包丁技術を伝え、日本食および和包丁の将来的な需要の獲得を目指す。

アジアの一流料理人を輩出する料理学校をアジアでの普及のモデル校に指定。

和包丁を使った料理実践に加え、鍛冶、研ぎの実演や洋包丁との違い等について講義し、体験させ、将来、各国の主要レストラン等への普及を図る。

ブランド価値、本物志向を訴えてインバウンド促進を～下関ふく～



①3カ国で商標を出願

2016年にとらふぐの輸出実績があるシンガポール、マレーシアに、中国を加えた3カ国にて「下関ふく」の商標を出願。

②シンガポール・マレーシアにてPRイベントを実施

輸出できる国、部位が厳しく制限される中、本来の「下関ふく」の食文化を下関に来て体験してもらう外国人旅行者を増やすため、海外でPRイベントを開催。

シンガポール：現地メディア・インバウンド関係者約20名を集め、「下関ふく」のブランド価値、安全性などについてのプレゼンテーションを行うとともに、職人による刺身調理の実演と下関ふくを用いた料理の試食を行った。

マレーシア：山口県がマレーシアで開催した食・観光等のPRイベントに参加し、ふぐ刺しの調理実演を行った。



③海外PR向け媒体を制作

シンガポールでのイベントにて、来場者よりメディアを活用しての広報・PRが不足しているとの指摘もあり、海外向けPR動画を制作。下関ふくの安全性、ブランド価値、本物志向をアピールする内容とし、スマートフォンやタブレットで、視聴者が手軽に閲覧できる短編動画として、今後インターネットやSNS、各種イベント等で活用していく。（現在編集作業中）



補足：GIマークの認定

16年10月、水産物では初めて農林水産省が認定するGIに認定された。国内での一層のブランド力強化に加え、世界的に通用するブランドとしての第一歩へ。



大学と包括的連携協定を締結し、人材育成を通じた我が国の国際競争力強化を目指す



ジェトロと大学で共催のシンポジウムやセミナーを共催。地域や産業界に向けて海外の情報等を発信



大学にジェトロ職員を派遣し、海外ビジネスの最前線の情報をお届ける



ジェトロの国内外事務所でインターン生を受け入れ



大学のOB・OGとの座談会。
大学の学びがどのように仕事に活かせるのか？

その他、留学生と日本企業との懇談会や、外国企業との共同研究・人材交流支援、大学でのジェトロ冠講座の開設等を実施。更なる連携の拡大に向けて検討を重ねている。



Akita International University



芝浦工業大学
SHIBaura INSTITUTE OF TECHNOLOGY



国際大学 INTERNATIONAL UNIVERSITY OF JAPAN



日本の社会人・学生を、開発途上国の公的機関、民間企業等にインターンとして派遣

【METI委託国際化促進インターンシップ事業（日本人派遣インターンシップ）】

➤ これまでの派遣地域： 2012年度～2015年度実績 24カ国

アジア： ベトナム、インド、インドネシア、フィリピン、タイ、ミャンマー、カンボジア、スリランカ、マレーシア、ラオス、中国、 Bangladesh

中南米： ペルー、チリ、ボリビア、エクアドル、ブラジル、コロンビア、

欧州・中東： セルビア、トルコ

アフリカ： 南アフリカ、セネガル、ウガンダ、モザンビーク

※2016年度は、初めてネパール、モルドバに派遣。

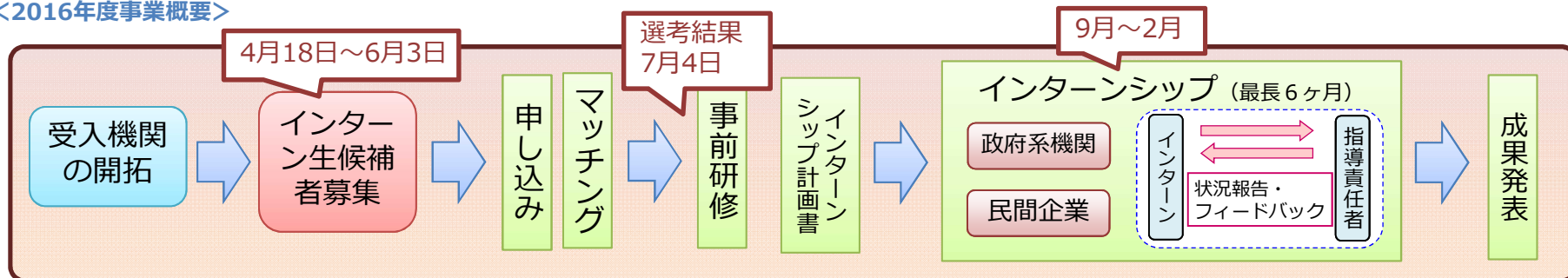
➤ 派遣人数： 553名（2012～2015年度）

※2016年度は、81名（うち、中小企業25名）を派遣予定。

事業の目指すところ

- ✓ 中堅・中小企業の海外展開促進（人材育成、市場調査、現地パートナー探し、政府関係機関等とのコネクション獲得）
- ✓ 現地の市場特性を理解し、新製品・サービスの発想・企画が出来る人材の育成促進
- ✓ インフラビジネスの促進（政府系機関・現地キーパーソン等とのネットワークや協力関係の構築）
- ✓ 将来のグローバルリーダーとなり得る日本人若手人材の育成促進

＜2016年度事業概要＞



✓ HIDA((一財)海外産業人材育成協会)と連携して実施しています。